

尖閣諸島の字名変更を求める決議

尖閣諸島は我が国固有の領土であり、石垣市の行政区域であることは紛れもない事実である。現に地籍も沖縄県石垣市字登野城 2390 番地から 2394 番地とされている。

領土は先人から受け継いできた大切な財産であり、後世に責任を持って保存活用していくためにも、尖閣諸島を行政区域として預かる石垣市行政当局及び石垣市議会が適切な政策を講ずることが必要不可欠である。

しかしながら、尖閣諸島において、日本政府は、領土問題は存在しないとしているが、取り巻く環境は厳しい中で何ら対策が講じられない現状を憂うものである。

よって、本市議会は、尖閣諸島の字名を沖縄県石垣市字登野城尖閣とするよう決議する。

平成 30 年 6 月 25 日

石 垣 市 議 会